

<議題 2>

2025年7月27日～28日
第94回定期全国大会

全国組織検討委員会答申

はじめに

第93回定期全国大会の決定に基づき、組織を取り巻く課題や財政のあり方について検討を進めてきた。いうまでもなく、すべての基本となるのは組織人員であるが、今年度も定年等により退職した組合員は700名を超え、現状は一段と厳しさを増している。国労組織の年齢構成上からも、次世代を担う組合員に運動を継承するため、躊躇することなく最善の対策を進めていかなければならない。

全国組織検討委員会は、組合員が将来にわたって自信と確信をもって国労運動を進めていくためにも、全国組織を維持しながらどのようにして組織と財政を確立するのか、真摯な議論を重ねてきた。その結果、本年度において次のように答申を行うものとする。

I. 経 過

(1) 全国組織検討委員会の設置と委員の構成について

2024年11月15日に組織検討委員会を設置し、以下の通り委員会を構成して検討を行った。

委員長	岩元 孝信 (本部書記長)
委員	木村 忠義 (本部副委員長)
〃	宮崎 浩則 (本部総務財政部長)
〃	菊地 宏之 (北海道本部書記長)
〃	武田 幸喜 (東日本本部書記長)
〃	丸谷 豊美 (仙台地方本部書記長)
〃	横倉 一夫 (東京地方本部書記長)
〃	渡邊 和久 (東海本部書記長)
〃	大北 真也 (西日本本部書記長)
〃	大江 康昭 (四国本部書記長)
〃	西山 泰三 (九州本部書記長)

(2) 全国組織検討委員会に附託された案件

- ① 専従配置ならびに賃金等について
- ② 書記定数および労働条件について
- ③ 組合員の範囲および権利・義務について
- ④ 組合費について
- ⑤ 財政全般について
- ⑥ 規約の一部改正について
- ⑦ その他

(3) 委員会の開催日

① 全国組織検討委員会

第01回	2024年11月15日
第02回	〃 12月02日
第03回	2025年01月13日
第04回	〃 02月01日
第05回	〃 03月26日
第06回	〃 05月10日
第07回	〃 06月29日
第08回	〃 07月17日

② 本部組織検討委員会

第01回	2024年11月06日
第02回	〃 11月19日
第03回	〃 12月04日
第04回	2025年01月21日
第05回	〃 02月14日
第06回	〃 03月24日
第07回	〃 04月22日
第08回	〃 05月06日
第09回	〃 05月22日
第10回	〃 06月17日
第11回	〃 07月14日

II. 結論を得た事項

1. 本部枠の専従配置について

- (1) 本部枠専従定数について、2025年度は本部1名、東日本本部1名の配置とする。
- (2) 現職と再雇用組合員数の推移と今後の組合費収入を見極めながら、エリ

ア本部単位に組合員 1,000 名につき 1 名とする現行の専従配置基準ならびに専従役員定数については更に見直しを進める。

- (3) 非専従役員については現行通り、年齢制限は設けず、2025 年度においても 60 歳に到達した者についての本部専従は認めない。但し、この取り扱いについては組織を取り巻く現状を踏まえつつ、引き続き検討を行う。

2. 書記の定数と配置について

本部雇用書記の配置基準については、組合員 1,000 名につき 1 名とする。尚、今後とも新規採用は行わず、現在配置されている本部準雇用ならびにシニア書記の退職に伴う欠員補充に関しては、現在員の配置転換ならびに兼務で対処し、必要に応じてアルバイトならびにパート雇用などを検討する。

3. 規約等の一部改正について

- (1) 規約第 7 条の解釈による地方本部の設置箇所について、東日本エリア本部における議論経過を踏まえて、現行の 9 地本（盛岡・秋田・仙台・新潟・高崎・水戸・千葉・東京・長野）から 2 地本（東北・首都圏）に移行する。
- (2) 同じく西日本エリア本部における議論経過を踏まえ、3 地本（米子・岡山・広島）を統合し、中国地本に移行する。
- (3) 組合員の範囲ならびに資格等や地方本部の統合・再編等について、今後とも現状に見合った検討を進めていく。

4. 全国協議会等のあり方について

- (1) 全国協議会（貨物・自動車・ソフトバンク等）については組織のあり方を含めて引き続き検討を行う。
- (2) 青年・女性部のあり方および家族会との連携について
今後の青年・女性組織のあり方については、当該組合員との意思疎通をはかりながら引き続き検討を進める。また、家族会組織との連携については、各エリア・地方本部において整理を図っていく。

5. 組織のあり方について

国労組織のあり方については、組織内でさまざまな意見があることから、引き続き慎重に議論を進める。但し、組織人員の急速な減少が避けられないことから、早急に具体的な国労組織のあり方を示すことが求められる。

6. 組合費について

- (1) 組合費については現行通りとする。
- (2) 地方交付金の取り扱いについては現行通りとする。
- (3) 組合費の徴収方法については、現行通り、地方本部からエリア本部に納入し、エリア本部が本部に納入するものとする。また、スト基金及び組織拡大行動資金の本部納入方法についても同様の取り扱いとする。

7. 犠牲者救済資金および業務上過失事故救援資金の徴収について
現行通りとし、徴収については引き続き検討することとする。
8. スト基金の徴収と運用について
スト基金の徴収のあり方について引き続き検討を行う。
9. 財政確立については、財政専門委員会を設置し、取り組みを進める。今後とも組合費収入の急激な減少が避けられないなかで、引き続き組合費の見直しや交付金の配分など財政全般についての抜本的な検討を行う。

Ⅲ. 引き続き検討する事項

- ① 専従配置ならびに賃金等について
- ② 書記定数および労働条件について
- ③ 組合員の範囲および権利・義務について
- ④ 組合費について
- ⑤ 財政全般について
- ⑥ 規約の一部改正について
- ⑦ その他

以 上